令和６年 10 月 23 日
稚 内 開 発 建 設 部

令和６年度　総合評価落札方式における提出書類の一部事前受付の試行について

１　目的

工事発注の集中が予想される時期に、一般競争入札（総合評価落札方式）の入札参加者及び発注者双方の入札手続きの負担を軽減するため、北海道内に本店、支店、営業所が所在する企業を対象に、工事入札の競争参加資格確認等のための申請書及び資料のうち、入札手続きごとに変動しない項目を主として申請書及び確認資料の事前受付を行い入札手続きの簡素化を図ります。

また、技術者の工事成績及び資格等の事前受付を行うことにより、更なる入札手続きの効率化を図ります。

なお、事前受付が適用されるのは、令和６年 11 月 25 日から令和７年７月 31 日までに稚内開発建設部で入札公告を行う工事です。

２　事前受付提出者の資格

事前受付に参加できる者は、以下の事項に該当する者とします。

（１）　北海道開発局における工事区分「一般土木」、「維持」、「舗装」又は「しゅんせつ」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（ただし、JV（共同企業体）及び事業協同組合を除く）。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

（２）　北海道内に、建設業法に基づいて一般土木工事、維持工事、舗装工事又はしゅんせつ工事を施工するために必要な建設業許可を受けた本店、支店、営業所が所在すること。

（３）　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　事前受付の対象項目

対象となる工事区分は下記のとおりです。

- 「一般土木」（ただし、河川部門及び空港部門を除く）
- 道路部門の「維持」
- 道路部門の「舗装」
- 港湾・漁港部門の「しゅんせつ」

対象となる配置予定技術者は下記のとおりです。

- 監理技術者の有資格者に限る。

企業については、優良工事表彰など入札手続きごとに変動しない項目が主たる対象となります。

また、配置予定技術者においては、優良工事表彰、監理（主任）技術者または現場代理人の工事成績、技術者の資格などが対象となります。

詳細は、別添「令和６年度　事前受付対象項目及び入札手続における取扱い」を参照してください。

4　事前受付の提出書類

【企業】

ａ．令和６年度 総合評価落札方式 事前受付票（企業用）[Excel 提出]
ｂ．災害活動の実態等（部門共通）　　（企業様式１）[Excel 提出]
ｃ．上記ａ、ｂを確認できる添付資料　　[PDF 提出]

【技術者】

ｄ．令和６年度 総合評価落札方式 事前受付票(技術者用)[Excel 提出]
ｅ．技術者の工事成績（技術者様式 1-1、1-2、1-3、1-4)[Excel 提出]
ｆ．上記ｄ、ｅを確認できる添付資料　　[PDF 提出]

※Microsoft Excel バージョンについては、2016 形式以下とする。
※事前受付の提出は、『企業のみ』又は、『企業、技術者両方』（技術者は複数名の提出も可）とし、『技術者のみ』は不可とします。
※提出書類の内、a、ｂ、ｄ及びｅの様式については、稚内開発建設部ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。
※必要な添付資料については、「提出資料一覧表」を稚内開発建設部ホームページに掲載していますので、確認してください。

5　事前受付の方法

（１）　受付期間

令和６年 10 月 23 日（水）から令和６年 11 月 20 日（水）

（２）　事前受付の提出書類の提出方法

①　上記４の提出書類は、下記メールアドレス宛に電子データを提出してください。提出にあたっては、必ず、ウイルスチェックを行い、送信容量は 20MB 以内としてください。なお、20MB 以上となる場合は、複数回に分けて提出してください。また、ファイル圧縮ソフトを使用する場合、ZIP 形式（自己解凍形式は除く）にしてください。

Email アドレス：hkd-wk-gikanrika@gxb.mlit.go.jp

②　電子メールの件名には企業名を入れてください。メール本文には、担当者の氏名、メールアドレス及び連絡先電話番号を記載してください。

件名例：【○○建設】R6 総合評価落札方式における提出書類の一部事前提出

（３）　事前受付の問い合わせ先

〒097-8527　稚内市末広５丁目６番１号
北海道開発局稚内開発建設部　技術管理課　山田
電話　0162-33-1088（ダイヤルイン）

6　事前受付内容の確認

提出書類の内容については、稚内開発建設部で入札公告する個別の工事契約手続きと同様に審査を行います。

7　事前受付後の取扱い

（１）　「受付済事前受付票」の送付

提出された令和６年度 事前受付票（企業用）及び（技術者用）については、令和６年 11 月１日以降に

「受付済事前受付票」（事前受付票に受付印を押したもの、以下同じ）として送付いたします。

（2）　「受付済事前受付票」の使用

今回の「受付済事前受付票」は、稚内開発建設部において下記の工事の一般競争入札に単体で参加申請する場合の総合評価落札方式における技術資料の提出書類として使用できます。

①　対象期間

令和6年11月25日から令和7年7月31日までに入札公告を行う工事

②　工事区分

・「一般土木」（ただし、河川部門及び空港部門を除く）
・道路部門の「維持」
・道路部門の「舗装」
・港湾・漁港部門の「しゅんせつ」

上記の設定は、稚内開発建設部における近年の発注実績を踏まえたものですが、対象期間中に該当する工事の発注が必ずあることを保証するものではありません。

使用にあたっては、工事ごとに「受付済事前受付票」の写し（PDF 形式）を添付して提出してください。「受付済事前受付票」を提出した場合は、その項目については確認資料の写しの提出は不要です（詳細は、別添「令和 6 年度　事前受付対象項目及び入札手続における取扱い」を参照）。ただし、「受付済事前受付票」の内容に変更があった場合は、その項目の申請書等を従来どおり提出しなければなりません。

8　その他

（1）　事前受付された各項目の評価は、入札公告された工事（一般競争入札（総合評価落札方式））ごとにその都度行います。

（2）　今回、事前受付を行わない場合は、従前どおり入札公告された工事（一般競争入札（総合評価落札方式））の入札手続きに従い、申請書等を提出してください。

（3）　「受付済事前受付票」の有効期間は、令和6年11月25日から令和7年7月31日公告工事までとなっておりますので留意願います。

（4）　事前受付の提出期間終了後に内容の変更はできませんので、記載内容等提出書類に間違いがないよう確認を行ってから提出して下さい。

（別紙）

提出資料一覧表

・**事前受付票（企業用）を提出せずに、事前受付票（技術者用）を提出することは認めない。**事前受付票（企業用）及びその添付資料のみを提出し、事前受付票（技術者用）を提出しないことは可とする。事前受付票（技術者用）は複数提出を可とする。
・該当があれば、事前受付票（企業用）には企業様式1、事前受付票（技術者用）には技術者様式1－1、1－2、1－3及び1－4を添付すること。
・その他必要な添付資料は、様式の項目ごとに下記のとおりである。

	資格等名称	様式名称	必要な添付資料	留意事項
企業	災害活動の実態等	企業様式1	**【災害緊急活動】** □①国、地方自治体または公共施設の管理団体からの**要請があったことを確認できる資料** □②国、地方自治体または公共施設の管理団体からの要請のない活動は、活動に対してのものであることが確認できる**表彰、感謝状、礼状の写し** **【防災活動の実績】** ③国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。**実績を確認するため、参加証明書や活動の実施状況（実施年月日を含む） が確認できる写真等** **【支援体制】** ④災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、災害対応時に利用可能な資機材を**常時保有していることが確認できる施設等の図面や写真等**	■①②補足：**【災害緊急活動】** ・入札工事の公告開始日以前過去3年度以内の稚内開発建設部管内における活動であること。 ・公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、 漁業協同組合、NEXCO等とする。 ■③補足：**【防災活動の実績】** ・入札工事の公告開始日以前過去3年度以内の稚内開発建設部管内における活動であること。 ■④補足：**【支援体制】** ・倉庫や土地については、本店、支店及び営業所の社屋を除く。 ・災害活動時にリースするものは対象外とする。
	災害協定	事前受付票（企業用）項目1	□①協定書の写し □②**稚内開発建設部管内に出動が可能な体制があることを証明する書類**（体制表、名簿等で体制を証明できる資料） □③**建設業等団体の証明書の写し**（団体としての協定の場合。）	■入札参加者単独で協定締結している…①、②が必要 ■協定締結団体の構成員である…①、②体制表、③が必要 （※稚内建設協会会員については、不要）
	維持工事の施工実績	事前受付票（企業用）項目1.③	**【道路部門】** □①稚内開発建設部管内における北海道開発局発注の年間維持除雪工事の施工実 績が連続5年以上ある場合は、施工実績が確認できる資料（CORINSの写し）	
	賃上げ表明書の写の確認	事前受付票（企業用）項目3	□①**賃上げ表明書の写及び中小企業の場合は法人税申告書**	■対象期間の当該入札工事において、参加する全ての案件について賃上げ表明する場合のみ事前受付を行う。
技術者	技術者の資格等	事前受付票（技術者用）生年月日及び項目1①、2、5	□①**生年月日を証明する書類** □②**資格や免許を証明する書類**（資格証、各種免許証の写し） □③**監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し** □④**恒常的な継続雇用を証明する書類（監理技術者資格者証の写し、技術者証がない場合は健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し）。** □⑤**CPD推奨単位取得証明書（継続学習制度（CPDS）学習履歴証明書）**	■①補足：**②③④の資料に生年月日が記載されていれば、それで足りる。** ■④補足：**提出日以前3カ月以上の雇用関係を確認するもの。** **通常は、監理技術者資格者証の写しで足りる。** ただし、監理技術者資格者証の更新日が提出日から3カ月未満である場合は、健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写しが必要。 ■⑤補足：証明をとる場合は、証明期間について留意すること（**別表参照**）。
	施工環境監理者の資格	事前受付票（技術者用）項目1②	**【漁港部門】** □①**資格や免許を証明する書類**（資格証、各種免許証の写し）	
	舗装施工管理技術者の資格	事前受付票（技術者用）項目1③	**【舗装】** □①**資格や免許を証明する書類**（資格証、各種免許証の写し）	
	技術者の工事成績	技術者様式1－1、1－2、1－3、1－4	□①**CORINSの写し** □②**工事成績評定通知書の写し** □③**現場代理人等通知書（及び変更届け）の写し** □④**出産、育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合、これを証明するための書類。** □⑤**事業促進PPP、又はCM（施工段階に限る）に従事していた場合、これを証明する書類。**	■①補足：以下の内容を確認するもの。 **・過去10年度以内か。従事した役職が確認できるか。専任又は常駐で配置された日数を確認できるか。** ■①③補足：**CORINS写しで上記を確認できない場合**は、**③の写し、契約書の写し、特記仕様書等の確認が可能な資料**を**併せて**添付すること。 ■①補足：**経常JVでの実績で申請する場合、出資比率が20%以上であることをCORINSの写しで証明できない場合**は**協定書の写し**を添付すること。 ■④、⑤については、該当する場合添付すること。

稚内開発建設部

（別表）

監理（主任）技術者の継続教育の取組

下記の団体が実施しているいずれかのCPD（Continuing Professional Development）プログラムの推奨単位数以上の取得を証明（実施団体の証明書の写しを提出）すれば加点する。

なお、単位取得期間が分かる推奨単位取得証明書を添付すること。

例えば（一社）全国土木施工管理技士連合会の場合、単位取得期間については、「1年間」の場合は、令和5年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の1年間の証明書を可とし、「2年間」の場合は令和4年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の2年間の証明書を可とし、「3年間」の場合は、令和3年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の3年間の証明書を可とし、「4年間」の場合は令和2年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の4年間の証明書を可とし、「5年間」の場合は平成31年4月1日から申請書及び資料の提出期限までの間の任意の5年間の証明書を可とする。

入札工事の工事区分が「加算対象工事区分」に掲げられている工事区分の場合に加点する。

なお、下記のうち、建築CPD会議及び（公社）日本造園学会によるものは、事前受付においては対象とはしない。
また、（公社）農業農村工学会によるものは、農業部門以外の工事では、評価されないので留意すること。

加点対象C PD実施団体	加点対象工事区分	推奨単位数等
（一社）全国土木施工管理技士連合会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	20ユニット/1年間、30ユニット/2年間、40ユニット/3年間、50ユニット/4年間、70ユニット/5年間
（公社）土木学会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	5年間で175単位（R2～R4まで年間25単位以上、R5、H30～H31まで年間50単位以上）
（公社） 日本技士会	全般	25CPD時間/1年間、125CPD時間/3年間
（公社）農業農村工学会	農業工事	15単位/1年間

※令和5年4月1日以降の、総合評価落札方式については、推奨単位が緩和されいてます。